

いなべ市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、平成29年度随時監査（工事監査）結果報告を次のように公表する。

平成29年8月16日

いなべ市監査委員 羽場 恭博

いなべ市監査委員 清水 隆弘

平成 2 9 年 度

随時監査(工事監査)結果報告書

いなべ市監査委員

随 時 監 査 (工 事 監 査)

1 監査実施年月日及び監査対象

- (1) 実施年月日 平成29年6月28日(水)
- (2) 対象工事 (仮称)いなべ市障がい者総合支援センター新築工事
- (3) 所管部(局)課 福祉部 社会福祉課
総務部 公共建築課

2 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査として実施した。

3 監査の方法

平成29年度に実施する土木、建築工事のうち、現地調査時期に施工段階にある当該工事を選定した。工事監査は、工事について特に高度な専門的知識と経験が必要であることから、(社)大阪技術振興協会に工事の技術調査業務を委託し、技術士による工事関係書類の審査及び現場での実地調査を実施するとともに、監査委員が技術士に同行して監査を実施した。

技術士(建設部門・総合技術監理部門) 松谷孝広

4 工事の概要

- (1) 工事名 (仮称)いなべ市障がい者総合支援センター新築工事
- (2) 工事場所 いなべ市北勢町阿下喜地内
- (3) 工事期間 平成28年6月21日から平成29年8月31日まで
- (4) 契約金額 722,021,040円(変更後)
- (5) 請負業者 大日本土木株式会社三重営業所
- (6) 工事内容
 - ・屋根：コンクリート合成スラブの上断熱露出アスファルト防水
 - ・外壁：押出し成型セメント板 t60、
磁器モザイクタイル・複層仕上塗材
 - ・内部：床・ならフローリング、腰：杉無垢材実矧ぎ
 - ・壁：ビニルクロス、天井：化粧せっこうボード

5 監査の結果

監査を実施した結果、対象工事に係る予算の執行及び事務処理については、いなべ市会計規則、いなべ市契約規則、いなべ市建設工事執行要領ほか関係規定に基づき行われており、おおむね適正であると認められた。

技術調査の結果は、総合的にはおおむね良好であった。

なお、技術士から提出された工事技術調査結果報告書は、別紙のとおりである。

いなべ市

平成29年度 工事技術調査結果報告書

平成29年7月12日（水）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：平成29年6月28日（水）

場 所：いなべ市障がい者総合支援センター建設工事事務所及び工事現場

監査執行者：いなべ市監査委員（代表） 羽場 恭博
いなべ市監査委員（議選） 清水 隆弘

監査立会者：監査委員事務局 局長 廣谷 茂敏
監査委員事務局 課長補佐 山下 淳子

調査対象工事

（仮称）いなべ市障がい者総合支援センター新築工事

(仮称) いなべ市障がい者総合支援センター新築工事

1 工事内容説明者

調査出席者

福祉部	部長	小林	政俊
〃	次長	佐野	英明
〃	社会福祉課	課長	日紫喜隆一
〃	〃	主幹	村上佑一
〃	〃	主事	安保公裕
総務部	部長	瀬古	忠光
〃	公共建築課	課長	梶正弘
〃	〃	課長補佐	伊藤高道
〃	〃	主事	太田帆南

工事監理者

建築設計事務所アトリエ21	管理技術者	二井	誉史
	設備工事補助	岩谷	裕美

工事請負者

大日本土木株式会社三重営業所

現場代理人	後藤	孝幸
監理技術者	井藤	秀樹

2 工事概要

いなべ市では、就労移行支援・就労継続支援B型・生活介護事業所として、現在「たんぼぼ作業所」「ふじわら作業所」がある。

両者ともにいなべ市社会福祉協議会が運営しているが、この度施設の老朽化に伴い両施設を統合し、障がいのある方ひとり一人が地域社会の一員として、安心して自立した生活の実現をめざし、「就労支援・生活支援・生きがい活動」の場としてより充実した活動を行う事の出来る施設を計画する。老朽化のため休館していた北勢体育館を解体し、「たんぼぼ作業所」と「ふじわら作業所」を合併し、就労訓練や生活訓練、ショートステイが可能な機能を備えた総合センターを新築する工事である。

(1) 事業目的

ア 現状(背景と経緯)

現在、「たんぼぼ作業所」に27人、「ふじわら作業所」に18人が通所している。社会福祉協議会が運営し、合併以前の授産所の流れを引き継ぎ、「働くこと」を主に、協力事業所の下請け(内職)作業等をしている。

一方、障がい者を取り巻く環境や要望は多様化し、生活訓練といった障がい者個人の能

力向上に向けた取り組みが求められ、また、障がい者の家族からは緊急時の対応や家族の休息のため、また訓練の一環として短期入所（ショートステイ）の実施が求められている。

イ 意図(目的)

老朽化している現在の作業所では、要望に応えられる設備や機能が備わっておらず、合併新築することによって各種訓練に対応できる設備の整備や、人員の確保も可能となる。また、新しい取り組みとして、作業棟 1F「お菓子工房」にて揚げあられを製造し、工賃向上を目指す。

ウ 新施設の概要

施設名称 : オレンジ工房あげき (平成 28 年 12 月議会で決定)

指定管理者 : 社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会 (平成 29 年 3 月議会で決定)

所在地 : いなべ市北勢町阿下喜 2624 番地 2(北勢体育館跡地)

床面積 : 作業棟 1956.13 m²、ショートステイ棟 99.50 m²

※夜間、休日等に作業棟 2 階部分を地域開放(阿下喜地区の太鼓等)していく。

実施サービスと定員(予定) :

サービス名	サービス内容	定員
生活介護	常時介護を要する障がい者につき、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する。	30 名
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する。	3 名
就労移行支援	就労を希望する障がい者につき、一定期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等便宜を供与する。	6 名
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する。	24 名
生活訓練等	(いなべ市障がい者日常生活訓練事業) 自立した日常生活を送ることに自信のない人や地域で生活することに不安のある障がい者が、日常生活を送るうえで必要となる洗濯・掃除・整容、買い物の仕方やマナーなどを習得する機会をつくることで、地域の支援などがあれば、できる限り自立し、安心して暮らせるようにすることを目的とした事業	4 名

(2) 工事場所 いなべ市北勢町阿下喜 地内

(3) 工事内容

敷地面積：8,610.84 m²

建築面積：1138.06 m²（作業棟）、109.06（ショートステイ棟）

延べ面積：1954.97 m²（作業棟）、99.50（ショートステイ棟）

構造：鉄骨造・地上2階建（作業棟）、鉄骨造平屋建（ショートステイ棟）

主要な仕上げ

屋根：コンクリート合成スラブの上断熱露出アスファルト防水

外壁：押出し成型セメント板 t60、磁器モザイクタイル・複層仕上塗材

内部：床・ならフローリング、腰：杉無垢材実矧ぎ

壁：ビニルクロス、天井：化粧せっこうボード

(4) 工事請負業者

大日本土木株式会社三重営業所

【第1回目で落札】

「条件付一般競争入札（6者）参加」

【予定価格の89.16%】

(5) 設計

建築設計事務所アトリエ21 管理技術者

二井 誉史

(6) 事業費

当初

変更

設計金額（税込） 792,052,560 円 809,784,000 円

請負金額（税込） 706,212,000 円 722,021,040 円

【設計金額の89.16%】

(7) 工事期間

平成28年6月21日から平成29年8月31日まで

(8) 進捗状況（平成29年5月 末日現在）

計画出来高 68.81%

実施出来高 68.81%

【計画どおり】

(9) 工事監督員

監督員 総務部 公共建築課 課長補佐

伊藤 高道

3 調査の着目点

・計画の妥当性

（建築工事の計画通知関係書類）

・設計の妥当性

（事業目的に適合した設計となっているか、法令等に適合した設計か、設計基準、設計

資料等の整備状況及びその運用等)

- ・周辺環境対策の妥当性
(現地の状況を十分調査しているか、利用者等の立場に立っているか、現場周辺住民等への工事災害防止対策は適切か等)
- ・施工計画、管理の適切性
(諸官庁等への事務手続き、施工計画書、工程表は整備されているか、監理技術者等は適正に配置されているか等)
- ・安全管理の適切性
(安全管理は適切であったか、仮囲い及び保安施設等が適切に設置・管理されていたか、安全巡視、安全教育などは適切であったか等)

4 調査所見

4-1 書類関係

- (1) 会計法及び地方自治法の金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。契約保証金について、契約約款通りであり適正に施行されていた。

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の10%】

前払金は、いなべ市契約規則及び契約約款通りであり適正に施行されていた。

金額 282,400,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内】

- (2) 入札状況について

本工事は、平成28年4月15日に公告され、「条件付一般競争入札」で発注を行い6者参加で執行された。

入札に際して「いなべ市建設工事執行要領」「いなべ市契約規則」に基づき、明確で適正に施行されていた。

開札は、平成28年6月7日(木)に適正に執行されていた。

【建築一式工事】

本工事は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならぬ予定価格1億5,000万円以上の金額で、議会議決(平成28年6月21日議会)に付され、適正に契約を締結していた。

4-2 工事事務手続き関係書類(設計者・施工業者の選定、契約)

- (1) 設計者

設計会社は、「プロポーザル方式」で決定していた。評価審査を経て、実施し適正であった。

- (2) 施工業者の選定

施工業者は、「いなべ市建設工事執行要領」に沿い、実施し適正であった。

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、『建設工事請負契約約款』に基づき適切に作成され適正であった。

(4) 現場代理人及び関係下請負等届

関係書類は、適正に作成整備されていた。

施工体系図、施工体制台帳を作成し、下請負人の技術者・資格の写しと共に整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

(5) 建退共証紙

関係書類は、適正に管理されていた。

(6) 工事保険契約など書類

建設工事保険は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と締結されていた。

工事完成引渡しまで（工期+14日で検査日を配慮）した余裕ある保険期間であることを確認した。適正であった。

また、建設工事保険及び賠償責任保険も同様 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と締結されていたことを確認した。

本工事は、請負金額が1億9000万円以上であり、有期事業届出となり、「労災保険成立届」「適用事業報告」等の届出控えを確認した。適正であった。

4-3 調査事項関係書類（計画、設計、積算、施工、監理、現場管理）

(1) 計画

建築工事の計画通知関係書類、関連相互間の調整等については、建設委員会を開催し、関係者の意見を十分に取入れた計画である。適正に計画実施されていた。

(2) 設計

ア 設計会社から関係書類

設計会社の設計技術者および工事監理技術者などの関係書類は、整備されていた。

しかし、本工事は大規模建築工事であり、本設計の全ての設計担当者（構造担当者、電気設備担当者、機械設備担当者等）の氏名と資格の写しを書面にて提出させることが望ましい。

【設計方針】

- ・ 施設利用者の状況に配慮することを第一に考え、ユニバーサルデザインの理念に基づいた計画とする。様々な障がいの方に対し、生活の質の向上、自立の促進を目標に生活介護・就労継続支援・移行支援・短期入所・日中一時支援を通じて、ゆとりと潤いを感じていただける生活支援の場とすることの出来る施設。誰もが利用しやすく人にやさしい建築を目指す。
- ・ 配置計画としては南側採光をたっぷりとれる様、東西の横たわる配置とし、北側・西

側を機能動線に利用、東側・南側は利用者が建物と一体利用できるよう計画。

- ・ 平面計画として生活介護活動室及び就労作業場を1階の陽当たりのよい南側に配置し、快適性を追求する。
- ・ 敷地南側には広場を設け、活動室・作業場・食堂等と一体的な利用が出来るよう建物を配置する。
- ・ 2階の作業室は作業室としての機能の他に、作業所の行事や地域開放等の利用に対応できるよう空間を大きく取り可動間仕切り等を利用した多目的スペースとする。
- ・ 当該施設を地域開放する事によって、人との出会いやふれあいを呼び起こし、新たなコミュニティづくりにつながっていくよう配慮する。

【コスト縮減】

- ・ 南側に庇・(バルコニー)を設ける事で、「ライトシェルフ」の効果を狙う。夏季の直射日光の遮蔽、日射制御と昼光利用を両立させる。
- ・ 省エネ対策として、「Low-E 複層ガラス」、「外断熱工法(屋根部)」を採用する。
- ・ 設備システムの高効率化を積極的に導入する。
(具体的には、LED 照明・照明のゾーニング制御・高効率パッケージ型空調機の採用)

【参考図書】

No	図書の名称	発行年月日	著者
1	障害者総合支援法	平成17年	法律第123号
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	平成18年9月29日	厚生労働省令第174号
3	三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	平成25年3月29日	三重県条例23号
4	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	平成25年4月	三重県
5	建築物省エネ法の概要	平成25年12月	国土交通省
6	建築士定期講習テキスト	平成25年4月	建築教育技術普及センター
7	三重県景観づくり条例	平成25年10月2日	三重県条例第66号
8	建築物の防火避難規定の解説2012	平成24年10月31日	ぎょうせい
9	公共建築工事標準仕様書(平成25年度版)	平成25年5月17日	公共建築会
10	官庁施設の基本的性能基準	平成18年3月31日	国土交通省
11	建築工事設計図書作成基準・建築設備工事設計図書作成基準及び同解説	平成21年版	公共建築協会

(3) 積算

ア 工事積算

① 数量算出について

工事設計の数量算出は適正に算出作成されていた。

設計内訳書の数量算出は、業務委託された建築設計事務所アトリエ21によって、「公共建築工事積算基準」「建築数量積算基準」に準拠して作成していた。

② 値入について

「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事共通費積算基準」に準拠し、市販の「建設物価」「建築コスト情報」「積算資料」「建築施工単価」を使用し、また、「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数3社の徴取がなされ、比較を経て最低単価に適正な「スライド掛率」の設定を行い、いなべ市採用単価として積算していた。本工事の掛率は、適正であると判断される。

しかし、監督員、設計事務所、積算実務者の差異により「スライド掛率」にバラツキが発生しやすいことが懸念される。

発注年度、市場、建築規模によりスライド掛率の妥当性を一概に評価しえないが、いなべ市として、建築面積規模、施設、工種別など、「スライド掛率」を参考資料として取りまとめ、「スライド掛率の設定値」を部署間建築工事へ水平展開と設計事務所毎の差異解消に活用されることが望まれる。また、積算時の適用年月、及び刊行図書の採用年月を内訳書表紙に記載しておくこと。

【積算参考図書】

No	図書の名称	発行年月日	著者
1	公共建築工事積算基準		国土交通省
2	公共建築工事共通費積算基準		国土交通省
3	公共建築工事標準単価積算基準		国土交通省
4	建設物価	2015年2月	(財)建設物価調査会
5	建築コスト情報	2015年冬号	(財)建設物価調査会
6	積算資料	2015年2月	経済調査会
7	建築施工単価	2015年冬号	経済調査会

イ 工事設計書

「工事設計書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

(4) 施工

ア 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され関連書類は適正に整備・保存されていた。

イ 現場代理人及び関係下請負業者等届

関係書類は、適正に作成整備されていた。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者・資格の写しと共に整理され、現場事務所では適正に見やすくファイリングされていた。

下請負業者届を追補で適時提出させ、適正な管理状態であった。

ウ 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（工事実績情報システム）登録番号、照会番号を確認した。

関連書類は適正に保管・整備されていた。

エ 工程表管理

契約時及び施工計画作成時に実施工程表が、提出され整備されていた。

月報（月末作成）は、各工種部分構成率が計算され、出来高工程曲線を業者に作成させ、工程と出来高の進捗管理がなされていた。

進捗管理の履行報告書は、適正に提出されていた。

本工事においては、実施工程、施工各部分構成率、出来高工程曲線とリンクされ、適正な工程管理であった。また、打合せ記録も適正に整備されていた。

オ 施工計画書

施工計画書は、工種別に順次作成されており、施工に合わせて順次提出させて、適切に作成させていた。

5月末現在、68.81%と計画通りであり、書類は適正の整理されていた。

緊急時（悪天候時）作業中止の内容を労働安全衛生法に沿って記載修正しておくこと。

カ 施工体制台帳・施工体系図

施工体制台帳・施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

一部、施工体制台帳記載の主任技術者と安全衛生責任者が体系図と一致していないものがあり、確認修正すること。

キ 工事材料関係の書類

使用資材製品届などは、工事請負者から監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

ク 打合せに関する書類

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

(5) 監理

ア 月報は的確に作成され、工事監督員の確認も適正になされていた。

毎週火曜日午前中の定例会議（関係者・工事監督員・施工業者参加）が実施されていた。また、打合せ議事録も適切な管理監督状態であった。

設計会社の監理技術者の関係書類は、適正に整備されていた。

また、総合会議として、月末火曜日に実施し適正な指示、指導がなされていた。

イ 監理に関する書類

施工報告書は、適正に提出され監督員の承認があり適正であった。

各工種の検査記録については、サンプリング監査であり細部まで確認できなかったが、

工事監督員が立会い撮影し、適正な管理状況であった。

ウ 工事別検査事項関係書類

下記の段階確認検査等書類を確認した。適正であった。

2016/8/30	解体工事
2016/9/6	解体
2016/9/13	解体
2016/9/27	解体
2016/10/4	解体
2016/10/11	解体
2016/10/24	解体
2016/11/1	解体
2016/11/7	位置確認
2016/11/8	支持地盤確認
2016/11/11	支持地盤確認
2016/11/16	外構確認・ラップル型枠確認
2016/11/17	コックリート打設立会
2016/11/23	埋戻し地業作業立会
2016/11/29	町営倉庫電気引込完了検査
2016/11/29	工事状況アンカー確認
2016/12/6	基礎配筋検査
2016/12/13	配筋検査（コンクリート打前）
2016/12/15	コックリート打設立会
2016/12/20	色決め・コンクリート出来形検査
2017/1/6	ショートステイ棟支持地盤確認
2017/1/11	鉄骨製品検査

2017/1/24	鉄骨ボルト受入検査
2017/1/28	建方検査・S棟配筋検査
2017/1/31	建方状況確認・外構確認・ボルト締付確認
2017/2/7	アンカー確認・鉄骨建方完了検査
2017/2/14	2・R階デッキ・ショートステイ土間コン打設受入検査
2017/2/14	3・2階デッキ配筋検査
2017/2/14	R階デッキ・ショートステイ土間配筋検査
2017/2/21	2階状況・ショートステイ状況確認検査
2017/2/27	1階土間立上り配筋検査
2017/2/27	1階土間立上りコンクリート受入検査
2017/2/28	R階・1階・2階 現場状況確認
2017/3/7	アスロック・ショートステイ棟屋根確認
2017/3/14	サッシ確認・アスロック施工確認・消化設備材確認
2017/3/27	シーリング材料・LGS材料・カーテンウォール・機械設備施工確認
2017/3/30	防止下地確認・設備機器検収
2017/4/4	設備本管取出確認・造作材材料検収
2017/4/6	タイル試験貼り・防止工事確認・PB貼り・電気設備確認
2017/4/11	断熱吹付材検収・区画壁確認・消化管施工確認・電気設備材料検収
2017/4/18	断熱吹付確認・シール材検収・給排水施工確認・電気設備材料検収
2017/4/25	外壁検査・タイル引張試験・区画壁確認・空缶確認・給排水電気設備材料検収
2017/5/9	エレベーター材検収・給排水施工確認・電気設備材料検収

(6) 現場施工管理

工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

ア 工事監理全般

本工事は、監査時約75%以上の施工状況である。7月に社内検査を実施し、工期内検査できる状態であった。

工事受注者は、適正な管理体制の下、協力業者の相互の円滑な関係を図る適正な管理状態を確認した。また、作業間連絡、調整等、適切な監理状態であった。

イ 工事施工状況

工事施工状況は、書面と同様適切に施工していた。

① 作業所において、作業員への指示、指導は適正に実施されていた。

啓蒙看板の整備や置場（集積）などの安全管理や環境管理面での配慮が見受けられた。今後、完成間際は、気のゆるみが発生しやすい。より安全管理に努め無事故、無災害であるよう今一度の安全指示、指導の徹底を図っていただきたい。

② 本工事の外構工事において、特に、工事車両の出入り、作業員通勤車両の出入り、作業時及び作業終了後の安全管理において、気をゆるめること無く、継続的な指導徹底

をお願いします。

ウ 品質管理について

材料承認書が提出されていて、監査日においては、適切な管理状態であった。

今後の不可視される状況・材料写真は、所定方法で的確に撮影し、また、材料の規格ラベル、シールなどが写真で読めるように途中に工事監理者の徹底確認をお願いします。工事の品質管理状況は、書面から判断して特に問題は認められなかった。

エ 安全管理について

- ① 施工計画書により安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- ② 作業所での朝礼や職長ミーティング、KYT（危険予知訓練）記録など安全管理に対する書類が整備されているとのことであった。すべてを確認することが出来なかったが、作業員への安全管理は、ミーティングで周知徹底しているとのことであった。
- ③ 電気ケーブルの養生、及び、分電盤の設置位置（GL+1.0m以上）確保しておくこと。
- ④ 現場消火器位置を分かり易く表示しておくこと。

オ 環境保全について

建設廃材の処理処分については、業者の届出、廃棄物処理計画など書類で確認し適正に管理されていた。作業場は、環境に配慮した廃棄物分別処理置場を設置していた。作業員に集積場所、残材置場の周知徹底させていた。

現場の廃棄物置き場は、一時的な保管場所である。保管基準に従い適正に管理することが求められ、保管施設としての掲示板（60cm×60cm）表示がなされていた。

【産業廃棄物の保管施設ガイドライン 平成13年4月16日改正】

カ その他

掲示物について、作業工程表、建設業許可票の記載項目、労災保険関係、施工体系図、「監理技術者」「主任技術者」「専任」など工期が長いため、再確認をお願いします。

キ 建設廃棄物処理に関する書類

発生材について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などを遵守した再資源実施計画書を業者に提出させ、発注者側として管理されていた。

- ① 廃棄物処理計画書は、整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。
- ② 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、一部確認した。最終は、管理一覧表を作成し分かり易く示すとのことであった。
- ③ 処分場の写真確認ができ、適正な管理状態であった。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの数量照合を行い、運搬状況写真、処分地写真を提出させ、発注者として管理指導を行うとのことであった。

5 技術調査全般

本工事について、工事監査を行った結果、書類検査、工事実施状況検査を通じて、良好

な実施状況であった。各種届出書や施工計画、施工段階確認検査、工事報告書など、施工途中にかかわらず書類は良く整備されていた。

施工及び管理は、書類はもとより、現場での監理が大切である。

工事監督員、工事監理者の適正な指示、指導が見受けられた。

今回は、サンプリング監査であり詳細まで検証することができなかったが、施工管理（工程内検査、段階検査）は、工事監督員、工事監理者の指導的立場が発揮され適正に実施されていた。今後も現場を主体とした指導的立場の継続をお願いしたい。

工事施工の竣工後に提出される書類は、単に整備・保管する形式的なものでなく、当該工事に関して必要な処理を迅速・的確に指示した記録となる。

今後、工事終盤での気のゆるみ無きよう、今以上の安全管理の徹底指導を行い、無事故、無災害で工事が完了するよう指導をお願いします。

以 上

文書中の

_____部分は、改善事項

.....部分は、留意事項及び要望